

運営規定

令和7年6月3日

(目的)

第1条

この規定は医療法人啓蟄会が設置運営する認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護（以下認知症対応型共同生活介護）事業の運営及び利用について必要な事項を定め事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条

本事業は認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して家庭的な環境のもとで食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより症状の進行を遅らせて要介護状態になることを予防し安心と尊厳のある生活をその能力に応じて自立して営むことが可能になるよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

第3条

- 1 本事業所に於いて提供する認知症対応型共同生活介護は介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。
- 2 利用者の人格を尊重し常に利用者の立場にたったサービスの提供に努めるとともに個別の認知症対応型共同生活介護計画（以下介護計画）を作成することにより利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 利用者及びその家族に対してサービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- 4 適切な介護技術をもってサービスを提供する。
- 5 常に提供したサービスの質の管理評価を行う。

(事業所の名称)

第4条

本事業所の名称及び所在地は以下の通りとする。

- ① 名称 グループホームお城下
- ② 所在地 松山市千舟町四丁目4番地5

(職員数職務内容)

第5条

本事業所に勤務する職員数及び職務内容は次の通りとする。

- ① 管理者1名（常勤 計画作成者を兼務）
管理者は業務の管理及び職員の管理を一元的に行う。
- ② 計画作成担当者2名（常勤 2名中1名は管理者兼務）
計画作成担当者は適切なサービスを提供するように介護計画を作成するとともに協力医療機関との連携連絡調整を行う。
- ③ 介護職員26名（常勤2名）
介護従事者は個々の利用者に対して必要なサービスを提供する。

職務内容	常勤	非常勤	資格
管理者兼計画作成担当者	1		介護支援専門員
計画作成担当者	1		介護福祉士
介護職員	1	22	介護福祉士 ヘルパー1.2
看護師			
合計	2	22	

（利用定員） 第6条

利用定員は2ユニット18名とする。
つるユニット9名 かめユニット9名

（介護の内容） 第7条

認知症対応型共同生活の内容は以下の通りとする。

- ① 入浴、排せつ、食事、着替え等の介助
- ② 日常生活全般の世話
- ③ 日常生活の中での機能訓練
- ④ 相談、援助

(介護計画作成)

第 8 条

- 1 認知症対応型共同生活サービスの開始にあたり利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を考慮し個別に介護計画作成する。
- 2 介護計画作成と変更の際は利用者および家族に対して当該の計画の内容を説明し同意を得る。
- 3 利用者に対し介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに常にその実施状況の評価を行う。

(利用料等)

第 9 条

- 1 本事業所が提供する認知症対応型共同生活介護の利用料は介護報酬の告示上の額とする。ただし以下の項目については別途支払いとなる（社会情勢の変動により物価の上昇が発生した場合は別途支払い額の変更もある）
 - ① 家賃 ￥32,000/月 各つるかめ 7, 8, 9 号室
￥40,000/月 各つるかめ 1, 2, 3, 4, 5, 6 号室
 - ② 食費 ￥36,000/月
 - ③ 水道光熱費 ￥10,000/月
 - ④ 共益費 ￥5,000/月
清掃、電気保安、空調、エレベーター保守点検料
 - ⑤ 日常生活上通常必要としないもので利用者の負担が適当と認められる費用は利用者に実費請求する。
- 2 月の途中における入居または退去については日割り計算とする。
- 3 利用料の支払いは月ごとに発行する請求書に基づいて現金または銀行口座振り込みにより指定期日までに受領する。
- 4 入居者が入院中の室料は請求する。

(入退去の留意事項)

第 10 条

- 1 認知症対応型共同生活介護の対象者は要支援 2 および要介護 1, 2, 3, 4, 5 の者であって認知症の状態にあり以下の各号を満たすものとする。
 - ① 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと
 - ② 自傷他害の恐れのないこと
 - ③ 常時医療機関に於いて治療する必要があること
- 2 入居後利用者の状況が変化し前項に該当しなくなった場合は退去してもらうことがある。

- 3 退去にさいしては利用者及び家族の意向を考慮したうえで他のサービス提供機関と協議し介護の継続性が維持されるよう退去に必要な援助を行うよう努める。

(秘密保持)

第 11 条

- 1 本事業所の従業員は業務上知りえた利用者及びその家族の秘密を厳守する。
- 2 従業者であったものが業務上知りえた利用者または家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講ずる。

(苦情処理)

第 12 条

利用者からの苦情に対して迅速かつ適切に対応するため受付窓口を設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者およびその家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生時の対応)

第 13 条

- 1 利用者に対するサービス等の提供により事故が発生した場合松山市、利用者家族、警察署、救急車に連絡をするとともに必要な措置を講ずる。
- 2 利用者に対する介護サービス提供にあたって賠償すべき事故が発生した場合はすみやかに損害賠償をおこなう。

(衛生管理)

第 14 条

- 1 認知症対応型共同生活介護を提供するにあたり必要な設備、備品等の清潔を保持し常に衛生管理に留意する。
- 2 従業者は感染症等に関する知識を習得し研修訓練を実施する。

(緊急時における対応策)

第 15 条

- 1 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは主治医、協力医療機関と連絡をとり適切な措置を講ずる。
- 2 西田クリニックと医療連携している。
- 3 協力医療機関等
日野整形外科、かとう歯科医院、社会福祉法人特別養護老人ホーム和光苑

(非常災害対策)

第 16 条

- 1 非常災害が発生した場合従業者は利用者の避難確保を行う。避難確保計画書に基づいて法令遵守責任者は緊急安全委員会で決められた洪水、消防の防火防災の研修訓練

		を各々決められた回数を実施し松山市と消防署に提出する。
	2	非常災害対策計画を作成し管内に提示する。地域の協力機関、町内会等とも連携して避難訓練を行う。
(その他経営についての重要事項) 第17条のサービス	1	従業者等の質の向上を図るため年6回の委員会で企画した議題にそった研修訓練の場を設ける。日々の介護ケアぶりを管理者が監督指導しその結果が個々人の評価となる。
	2	事業者はこの事業を行うためケース記録、利用者負担金徴収簿、その他必要な記録帳簿を整備し完結の日から5年間保存する。
	3	この規定に定める事項のほか運用に関する重要事項は法令遵守責任者の役割とする。
	4	高齢者虐待防止の取り組みについて以下の取り組みを実施する。 高齢者虐待防止に係る規定を見直す。 高齢者虐待防止のための指針の作成を行う。 高齢者虐待防止委員会を1/年回以上開催する。 高齢者虐待防止、身体的拘束等廃止適正化検討委員会を4/年回以上開催する。 高齢者虐待防止と身体的拘束等廃止研修会を2/年回開催する。新人には入職時にその都度研修を行う。 高齢者虐待防止担当者を決め虐待予防、早期発見に向けた取り組みを進める。 虐待が発生した場合は原因分析と再発防止に努める。 高齢者虐待防止と身体的拘束等廃止検討委員会はそれぞれの要件を満たす内容が検討される場合は一体的に設置運用できる。
	5	BCP 新型コロナウイルス感染症編作成 (2024. 4. 1)。 自然災害発災後の事業継続計画作成 (2024. 4. 1)。 資料集 (職員研修用) 作成 (2024. 4. 1)。 毎年3月と9月に机上訓練と実地訓練を行い訓練で得た新たな課題と解決策をBCPに反映させる。
付則	1	この規定は平成18年(2006年)3月10日から施行する
	2	第9条1項3条 家賃については2006年4月1日に改定
	3	第9条1項3条 水道光熱費については平成19年(2007

年) 12 月 10 日に改定。

- 4 その他協力医療機関等については平成 24 年 (2012 年) 2 月 1 日に改定。
- 5 第 5 条 3 項 職員数変更については平成 29 年 3 月 31 日に改定。
- 6 第 5 条 1 項 補足 グループホームお城下は管理者兼計画作成者 (常勤) をかめに計画作成者 (常勤) をつるに各々配置する。
- 7 第 17 条 2 項 その完結の日から 2 年間を 5 年間改定
- 8 令和 5 年 (2023 年) 1 月 31 日運営規定の見直し。
介護予防認知症対応型共同生活介護を認知症対応型共同生活介護と介護予防認知症対応型共同生活介護とする。
以下認知症対応型共同生活介護と表現する。
第 5 条 3 項 職員の数 介護員数 24 名 (常勤 3 名) を 26 名 (常勤 3 名) に見直し。
第 10 条 1 項 要支援 2 を要支援 2, 要介護 1, 2, 3, 4, 5 に見直し。
第 15 条 3 項社会福祉法人特別養護老人ホーム和光苑を追加。
管理者を法令遵守責任者と書き換え。
- 9
 - 1 非常災害対策 委員会の設置と研修
 - 2 高齢者虐待防止の指針 事業所に掲示する
 - 3 自己評価及び県社協による外部評価を受け
目標達成計画の提出を経てワムネットに公表
 - 4 身体拘束実施の手続き 参考添付資料 1 と 2 の作成
上記 4 項目を新規追加

付則 9 2023. 11. 01 見直し。

第 9 条 (利用料金等) 1 の①家賃つるかめ 7 号 8 号 9 号の家賃 ¥30, 000 / 月を見直し。2023 年 11 月 01 日から ¥32, 000 / 月とする。

付則 10 2024. 04. 01 第 17 条に 4 を追加。

高齢者虐待防止の取り組みについて以下の取り組みを実施する。

高齢者虐待防止に係る規程を見直す。

高齢者虐待防止のための指針の作成（2024. 4. 1）を行う。

高齢者虐待防止委員会を1／年回以上開催する。

高齢者虐待防止委員会と身体拘束廃止委員会を年4回以上開催する。

高齢者虐待防止と身体拘束廃止研修会を年2回以上行う。新人には入職時にその都度研修を行う。

虐待防止担当者を決めて虐待予防、早期発見に向けた取り組みを進める。

虐待が発生した場合は原因分析と再発防止に努める。

虐待防止委員会と身体拘束等廃止検討委員会はそれぞれの要件を満たす場合が検討できる場合は一体的に設置運営する。

付則 11 2024. 04. 01 第 17 条に 5 を追加。

BCP 新型コロナウイルス感染症編作成（2024. 4. 1）。

自然災害発災後の事業継続計画作成（2024. 4. 1）。

資料集（研修訓練用）作成（2024. 4. 1）。

毎年3月と9月に机上訓練と実地訓練を行い訓練で得た新たな課題と解決策をBCPに反映させる。

付則 12 2025. 06. 03

第 5 条③介護職員（常勤 3 名）を（常勤 2 名）と書き換え

付則 13 2025. 06. 03

第 17 条付則 9 に下記項目を追加、同時に重要事項説明書にも記載

1 非常災害対策 委員会の設置と研修

2 高齢者虐待防止の指針 事業所に掲示する

3 自己評価及び県社協の外部評価を受け目標達成計画を送りワムネットに公表

4 身体拘束実施の手続き 参考添付資料 1 と 2

医療法人啓蟄会理事長 西田泰敏

医療法人啓蟄会理事

法令遵守責任者 西田英子

TEL 089-921-0207（グループホームお城下）

携帯 090-4507-5281（西田英子）